

報道関係者各位

令和7年4月24日

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	日新興業(株) (大阪府大阪市淀川区三国本町 1 丁目12-30)											
停 止 期 間	令和 7 年 4 月 2 4 日～令和 7 年 7 月 2 3 日											
停止措置の理由	上記の者は、建設業法施行令第 1 条の 2 に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していたとして、令和 7 年 3 月 4 日付けで、国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第28条第 3 項に基づく営業停止処分を受けた。											
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 別表第2(第3条、第5条関係) 贈賄、不正行為等に基づく停止基準 <table><tr><th>措 置</th><th>要 件</th><th>ウ 府外 工事等 におけ る違反</th><th>期間</th></tr><tr><td>8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。</td><td></td><td>3月</td></tr></table>				措 置	要 件	ウ 府外 工事等 におけ る違反	期間	8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。		3月
措 置	要 件	ウ 府外 工事等 におけ る違反	期間									
8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。		3月									



SDGs未来都市

舞鶴市 契約課 (担当：竹田、工原)

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

TEL:0773-66-1065、FAX:0773-62-9894

E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp